

支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準(案)の概要について

1. 支給認定（保育の必要性の認定）について

新制度では、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠ける」の認定を、入所判定とは独立した手続きとして行い、「保育が必要なこと」の認定を行うこととなります。

「保育の必要性」の認定にあたっては、客観的基準に基づき子ども一人一人につき「保育の必要性があるかどうか、1日につき保育標準時間（11時間程度）か短時間（8時間程度）の利用なのか等」の認定を市町村が行い、認定証を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、自身のニーズに基づき施設を選択し、保育の必要がない場合は直接施設に、保育の必要がある場合は原則市町村に利用を申し込むこととなります。

保育が必要な事由などの支給認定（保育の必要性の認定）については、国で定められますが、実際の運用にあたっては、現行の状況を踏まえつつ細分化や詳細な設定を行うなど市町村ごとの運用を認めるという方針が示されています。

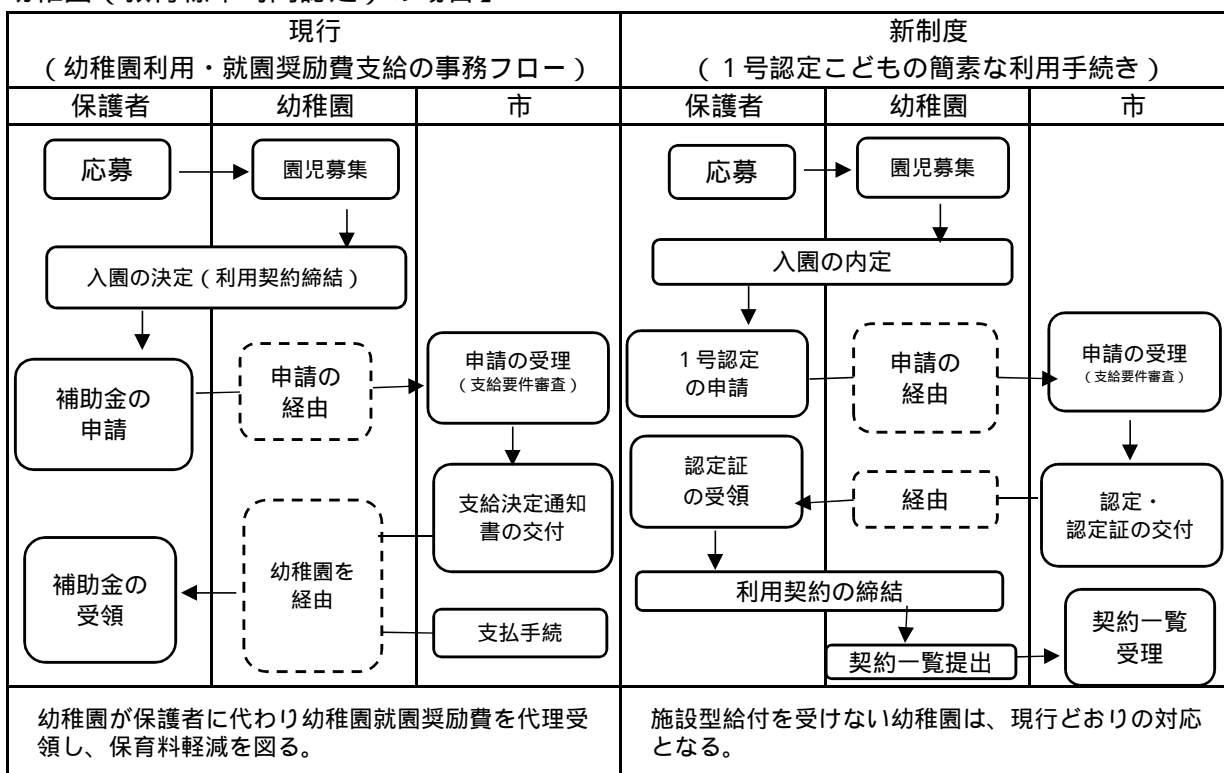
【子ども・子育て支援法による認定区分】

年齢区分	保育の要・不要	認定区分	利用できる施設・事業（原則）
満3歳	不要	教育標準時間認定(1号認定)	認定こども園・幼稚園
以上	必要	保育認定(2号認定)	認定こども園・保育所
満3歳	不要	認定対象外	—
未満	必要	保育認定(3号認定)	認定こども園・保育所・地域型保育事業

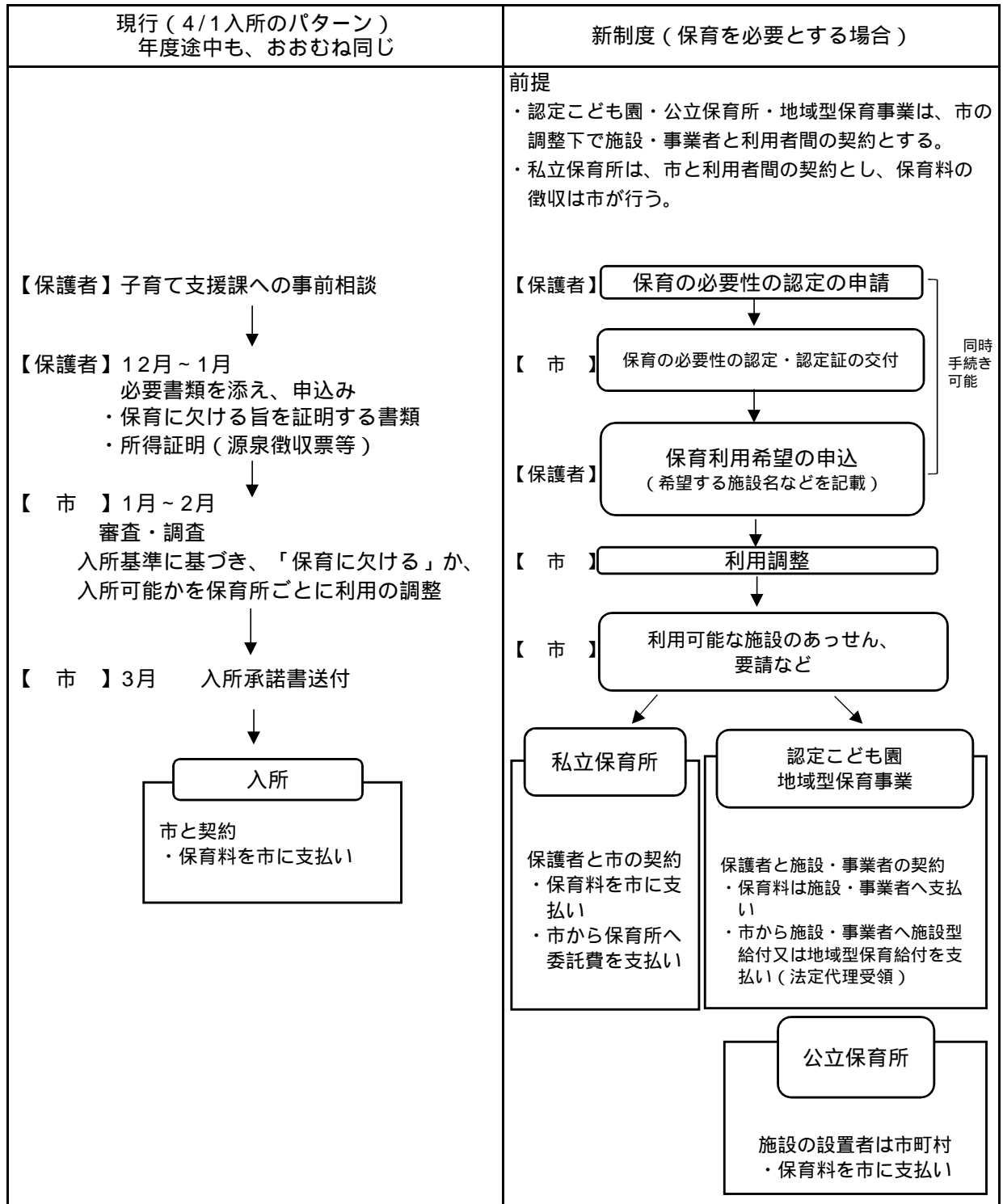
認定の有無にかかわらず、一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業の利用が可能です。

2. 現行制度と新制度の支給認定手続きの事務の流れ

【幼稚園（教育標準時間認定）の場合】



【保育認定の場合】



3. 保育認定の基準について

現行：児童福祉法第24条第1項の規定により、市の条例で保育の実施基準を規定
 新制度：保育の必要性の認定に当たり、国が以下の3点について認定基準を策定

- 「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- 「区分」：長時間認定又は短時間認定の区分（保育必要量）
- 「優先」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

【現行制度と新制度の比較】

	現行制度（室蘭市）	新制度（国基準）	市
事由	保育に欠ける事由（保育に関する条例（条例第13号））	保育の必要性の事由	
	<p>保育に欠ける事由 同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 居宅外で労働することを常態としていること。 (2) 居宅内で当該児童を離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（産前産後3ヶ月間） (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。 (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。</p> <p>(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。 市長が認める類する状態に、新制度の保育の必要性事由（災害復旧（保育に欠ける期間）、求職活動（2ヶ月間）、就学（在学期間）、虐待やDVのおそれがあること（特別の配慮としての扱い）育児休業取得時（定員枠内に限り）が含まれている。</p>	<p>保育が必要な事由 以下のいずれかの事由に該当すること。 保護者本人の事由により判断することを基本とするが同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能。</p> <p>就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） 居宅内の労働（自営業、在宅勤務等を含む）</p> <p>妊娠、出産</p> <p>保護者の疾病、障害</p> <p>同居又は長期入院等している親族の介護・看護・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護</p> <p>災害復旧</p> <p>求職活動（起業準備も含む） 就学（職業訓練校等での職業訓練含む） 虐待やDVのおそれがあること 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	
認定区分	<p>1区分 最大11時間/日 年間300日 保育時間原則（1日8時間、延長あり） 原則 月～土 8:30～16:30 開所時間：11時間（7:30～18:30） 室蘭市の就労時間の下限は月60時間</p>	<p>2区分 【保育標準時間（1日11時間までの利用）】 就労時間の下限 1週当たり30時間程度 【保育短時間（1日8時間までの利用）】 就労時間の下限 1ヶ月48～64時間</p> <p>妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれのような事由は、時間の区分を設けない。</p>	
	<p>[保育必要量のイメージ]（一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合）</p> <p>【保育標準時間】</p> <p>月～土曜日 日曜日</p> <p>延長保育</p> <p>原則的な保育時間（8時間）</p> <p>延長保育</p> <p>最大で利用可能な枠</p> <p>【保育短時間】</p> <p>月～土曜日 日曜日</p> <p>延長保育</p> <p>原則的な保育時間（8時間）</p> <p>延長保育</p> <p>最大で利用可能な枠</p>		

優先利用等	新制度（国基準）	市
	<ul style="list-style-type: none"> ・調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とする。 ・虐待やDV等、社会的養護が必要な場合は、措置制度を併せて活用。 ・優先事項の例示については以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭（寡婦福祉法による配慮） 生活保護世帯 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合（児童虐待防止法による配慮） 子どもが障害を有する場合（実施主体である市町村でそれぞれ検討・運用） 育児休業明け 例） <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、その利用を再度希望する場合 ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用し、特定教育・保育施設等、地域型保育事業の利用を希望する場合 ・1歳まで育児休業を取得し復帰する場合 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 小規模保育事業などの卒園児童 その他市町村が定める事由 例） <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）の考慮 ・人材確保・育成や就業継続等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもへの利用に際しての配慮 ・放課後児童クラブの指導員等の子どもへの利用に際しての配慮 	

4．今後の室蘭市の保育認定に関する基準について

保育の必要性の認定において、国の基準では就労時間の下限を1ヶ月あたり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定めることとしている。本市では、現行制度で月60時間としていることから、現状を踏まえ現行どおりの月60時間とすることとしたい。

その他の基準については、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準どおりとすることとしたい。

5．施行期日

平成27年4月1日

（新しい基準については、平成27年4月1日以降に入所する児童について適用する予定です。）

新制度における保育の必要性の認定については、現行の保育に欠ける要件とは異なり、市町村に条例策定義務はありません。そのため、条例に規定するか、規則によるか、国の動向を見つつ検討します。